

専決報告第7号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年7月8日提出

泉州南消防組合管理者 上 甲 誠

専決第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のように専決処分する。

令和7年5月8日

泉州南消防組合管理者 上 甲 誠

損害賠償の額を定めること及び和解について

令和7年4月4日、泉南市信達金熊寺内で発生した物件損害事故について、民法（明治29年法律第89号）第695条の規定により、相手方（大阪府泉南市在住・個人）と損害賠償額16,500円をもって和解するものとする。